

公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき住民等から述べられた意見に対して、同条例第 11 条第 1 項の規定に基づき届出者から述べられた見解の概要を、同条第 2 項の規定により次のとおり公告するとともに、この見解書の写しをこの公告の日から 2 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 1 日

静岡市長 難 波 喬 司

1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所

コーナン商事株式会社

代表取締役 疋田 直太郎

大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1

2 商業施設の名称及び所在地

（仮称）コーナン PRO 駿河区富士見台店

静岡市駿河区富士見台一丁目 18-32

3 意見に係る届出

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 7 条第 1 項の規定による届出

4 縦覧の場所、期間及び時間

（1）縦覧の場所

① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町 6 番 8 号（清水庁舎））

② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町 5 番 1 号（葵区役所））

③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町 10 番 40 号（駿河区役所））

（2）縦覧の期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 15 日まで

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日及び執務時間外を除く）

5 意見に対する見解の概要

意見	意見に対する見解
<p>(1) 店舗南側の土地を歩行者用スペースとして提供してほしい。或いは、南側緑地帯（設置予定の情報あり）を歩行者が通行できるようにしてほしい。</p> <p>(2) (1) の際に、フェンスの高さを低くしてほしい。</p>	<p>(1) 敷地が借地のため土地の提供は、出来ませんが店舗南側の敷地内に歩行者が通行できる敷地内通路の設置を関係課と協議の上、検討いたします。</p> <p>(2) フェンスの具体的な高さは未定ですが、メッシュフェンス等の視認性の高い構造とします</p>